

意見書案提出書

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和7年6月20日

提出者
賛成者

土田百合子	井上忠征	加藤雄太	宮川拓也	林 一輝
本間利博	加藤勝義	高橋聖悟	柴田 忍	青山 豊
佐藤誠洋	木村清貴	鈴木勝雄	立身万千子	佐藤忠久
高橋和樹	寿松木孝	播磨博一	塩田 勉	

横手市議会議長 小野 正伸 様

理 由

再審は、無罪の人が法律で救済される最後の手段であるが、再審請求から無罪になるまでには長い年月を要する。また、現行の刑事訴訟法では、審理の進め方など基本的ルールが定められておらず、裁判官によって審理の進め方に大きな差異が生じていることから、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書を提出する必要がある。

議会案第3号

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書

再審は、無実の人が法律で救済される最後の手段であるが、再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要し、自由も尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しようのない歳月を人生から刻み取られる。

さらに、現行の刑事訴訟法では、審理の進め方、証拠請求と開示、事実の取り調べ方法など、基本的なルールが定められていないため、裁判官によって審理の進め方に大きな差異が生じ（再審格差）、何年もたなごらしにされる事件もあるほどである。

よって、無実の人を誤った裁判から迅速に救済するために、下記事項について「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を行うことを要請する。

記

1. 再審のためのすべての証拠を開示すること
2. 再審開始決定に対する検察の不服申し立てを禁止すること
3. 再審における手続きを整備すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年6月20日

横手市議会議長 小野 正伸

衆議院議長	額	賀	福志郎	様
参議院議長	関	口	昌 一	様
内閣総理大臣	石	破	茂	様
法務大臣	鈴	木	馨 祐	様

意見書案提出書

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和7年6月20日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 小野 正伸 様

理 由

地方公共団体は人材不足で疲弊する職場実態にありながら、社会保障制度の整備、子育て施策、物価高騰対策、デジタル化推進などに加え、多発する大規模災害への対応も迫られている。政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要なため、意見書を提出する必要がある。

地方財政の充実・強化を求める意見書

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。

8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
11. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年6月20日

横手市議会議長 小野 正伸

衆議院議長	額 賀 福志郎 様
参議院議長	関 口 昌 一 様
内閣総理大臣	石 破 茂 様
財務大臣	加 藤 勝 信 様
総務大臣	村 上 誠一郎 様
厚生労働大臣	福 岡 資 麿 様
国土交通大臣	中 野 洋 昌 様
デジタル大臣	平 将 明 様
内閣府特命担当大臣(こども政策)	三 原 じゅん子 様

少子化対策 若者活躍 男女共同参画 共生・共助